

□□□ 宮崎県中小企業融資制度 □□□

利用目的に応じた貸付を設け、中小企業の方々を支援します。

● 対象者

県内に事業所を有する中小企業者、組合及び小規模企業者

● 支援内容

中小企業者の皆様の経営安定や活性化を図るために、県と県内金融機関が協調して資金を出し合い、信用保証協会が保証を付したうえで、低利で融資が実行される公的融資制度です。

※詳しくは、県ホームページでご確認ください。

[宮崎県 融資制度 検索](#)

● ご利用方法

取扱金融機関にお申し込みください。融資対象要件、融資期間、手続き等が貸付により異なりますので、詳細については、県、取扱金融機関、信用保証協会又は商工会・商工会議所、中小企業団体中央会にお問い合わせください。

● 主な貸付の内容

創業、再チャレンジ、新分野進出に取り組む方は

◎創業・新分野進出支援貸付

融資限度額：設備・運転資金 合計3,500万円から各1億円

融資利率：年1.10%～1.80%以内

保証料率：年0.40%～1.35%

（女性等・U I J ターン者や中山間地域で創業する場合（創業、再チャレンジ応援、経営者保証非提供型）の保証料 年0.00%～0.20%）

通常の運転資金や設備資金を必要とする方は

◎経営安定貸付

融資限度額：設備・運転資金 各5,000万円

融資利率：年1.50%～2.30%以内

保証料率：年0.45%～1.65%

◎小規模企業経営安定貸付

融資対象：従業員数20名以下（商業・サービス業の場合は5名以下）の事業者

融資限度額：設備・運転資金 合計2,000万円

融資利率：年1.10%～1.70%以内

保証料率：年0.35%～1.70%

金融機関等の継続的な伴走支援を受けて、経営力強化を図ろうとする方は

◎経営力強化貸付

融資限度額 : 設備・運転資金 各 5, 0 0 0 万円
融資利率 : 年 1.30%～1.80%以内
保証料率 : SN5号 年 0.25%
一般 年 0.40%～1.05%

事業承継対策に取り組む方は

◎事業承継貸付（事業承継支援、事業承継特別対策、事業承継特別対策（連携））

融資限度額 : 設備・運転資金 合計 1 億円
融資利率 : 年 1.30%～1.60%以内
(事業承継支援で 10 年超の場合、金融機関所定金利)
保証料率 : 年 0.40%～1.05%

※ 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによるガバナンス体制等や事業承継計画のチェックなど一定要件を満たす場合は 年 0.10%～0.95%

中小企業活性化協議会等の支援を受けて、事業再生を図ろうとする方は

◎経営支援貸付（経営支援）

融資限度額 : 設備・運転資金 合計 1 億円
融資利率 : 年 1.30%～1.80%以内
保証料率 : 年 0.20%

成長産業に関する事業に取り組む方は

◎みやざき成長産業育成貸付

融資対象分野 : みやざき重点産業（フードビジネス、東九州メディカルバレー、ICT産業、自動車・航空機関連、半導体関連）、みやざきゼロカーボン応援、働き方改革等）
融資限度額 : 設備・運転資金 合計 5, 0 0 0 万円
融資利率 : 年 1.30%～1.80%以内
(みやざきゼロカーボン応援:10 年間固定期間終了後、金融機関所定金利)
保証料率 : 年 0.40%～年 1.50%

人材の確保や育成、定着等に取り組む方は

◎人材確保・育成促進貸付

融資限度額 : 設備・運転資金 合計 5, 0 0 0 万円
融資利率 : 年 1.30%～1.80%以内
保証料率 : 年 0.40%～1.50%

商工業と農業を併せて行い、付加価値の高い事業を展開したい方は

◎農業ビジネス進出支援貸付

融資限度額 : 設備・運転資金 合計 5, 0 0 0 万円
融資利率 : 年 1.30%
保証料率 : 年 0.60%

災害等の復旧や災害対策に取り組む方は

◎災害対策貸付（災害対策、特例、激甚災害、BCP対策、消防団協力企業）

融資限度額：設備資金5,000万円・運転資金3,000万円

融資利率：年1.10%～1.80%以内

保証料率：年0.40%～1.50%

（特例は年0.20%～0.75%、激甚災害は年0.00%）

突発的な災害等に対応して経営の安定を図ろうとする方は

◎セーフティネット・危機関連貸付

融資限度額：設備資金5,000万円・運転資金3,000万円

融資利率：年1.10%～1.80%以内

保証料率：年0.25%～0.35%

一定の財務要件等を満たし経営者保証を不要とする事業資金等が必要な方は

◎経営者保証非提供促進貸付

融資限度額：設備資金5,000万円・運転資金3,000万円

融資利率：年1.10%～2.30%以内

保証料率：年0.45%～2.05%

問合せ先

宮崎県 商工政策課経営金融支援室 経営金融支援担当 TEL 0985-26-7097

□□□ 中小企業高度化資金貸付制度 □□□

中小企業高度化資金貸付制度は、中小企業者が組織した組合等に長期・低利又は無利子で資金を融資する制度で、貸付に当たっては県と中小企業基盤整備機構が連携してサポートします。

● 対象者

中小企業者が、共同して経営基盤の強化を図るために設立した組合等

● 支援内容

県が独立行政法人中小企業基盤整備機構と協力して、事業計画への指導、助言、経営支援を行うとともに、経営基盤の強化等を図るために必要な資金を長期・低利（特定の要件を満たす場合は無利子）の条件で融資する制度です。

● 貸付対象となる施設等

土地、建物、構築物、設備

● 貸付限度額

原則として対象事業費の８０％以内

● 貸付期間

２０年以内（据置期間 ３年以内）

● ご利用方法

県又は中小企業団体中央会、お近くの商工会議所、商工会などの支援機関にご相談ください。

● 関連リンク

<https://kodoka.smr.j.go.jp/>

問合せ先

宮崎県 商工政策課経営金融支援室 経営金融支援担当 TEL 0985-26-7097

□□□ みやざき設備資金貸付制度 □□□

小規模企業者等の皆様に設備代金の半額を無利子で融資するとともに、随時経営助言を行う制度です。

● 対象者

経営基盤の強化を図るために、設備の購入を希望する小規模企業者等

● 支援内容

対 象 設 備	・経営基盤の強化のために必要な設備（原則として新品設備） ※土地、建物は対象外です。
対 象 企 業	・小規模企業者〔従業員20名以下（商業・サービス業は5名以下）〕 ※小規模企業者以外でも従業員50名以下の場合は、一定の要件を満たせば貸付対象となります。
貸 付 額	50万円～2,500万円 ※貸付限度額を3,000万円まで増額する特例があります。
貸 付 割 合	設備代金の2分の1以内（設備本体価格＋消費税）
貸 付 利 息	無利息
貸 付 期 間	半年据置を含む7年以内
返 済 方 法	口座振替
連 帯 保 証 人	原則として1人（法人の場合は代表者）
担 保	必要に応じて不動産担保又は対象設備を譲渡担保

● 活用事例

【製造業】 マシニングセンタ



【林業】 ユンボ



● ご利用方法

公益財団法人宮崎県産業振興機構にお問い合わせください。

問合せ先

公益財団法人宮崎県産業振興機構 産業振興課 TEL 0985-74-3850

□□□ 木材産業等高度化推進資金 □□□

本資金は林業・木材産業者等が行う、素材生産・引取、製材、高度加工（集成材、乾燥材、プレカット等）、チップ生産などに必要な運転資金を低利で融資する制度です。

● 対象者

林業・木材産業等を行っている、単独事業体、数人共同の事業体、木材市場開設者、中小企業等協同組合及びこれらの連合会など

● 支援内容

林業・木材産業者等が経営の合理化や事業規模の拡大などを行うために必要な資金に対して、低利な融資を行う制度資金です。

資金メニューは以下のとおりです。なお、資金メニューごとの貸付利率や貸付限度額等についてはご相談ください。

<資金メニュー>

①素材生産等促進資金

素材の生産、引取、木材製品の引取及び素材等の加工を行うために必要な運転資金

②新規需要創出資金

素材・木材製品の購入、素材等の加工に必要な運転資金

③木材高度加工資金

素材又は木材製品の引取、またはその加工を行うのに必要な運転資金

④林業経営高度化推進資金

造林、素材生産の請負事業に必要な運転資金

⑤伐採・造林一貫作業推進資金

素材生産、造林に必要な運転資金（一貫的に作業を実施する場合に限る。）

⑥木材安定供給資金

森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が安定的に木材を供給するために必要な運転資金

● ご利用方法

宮崎県山村・木材振興課みやざきスギ活用推進室にお問い合わせください。

● 関連リンク

県ホームページ

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/sanson-mokuzai/shigoto/ringyo/index.html>

問合せ先

宮崎県 環境森林部 山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室

木材産業振興担当 TEL 0985-26-7156

□□□ 木材産業振興対策資金 □□□

本資金は素材生産・引取、製材、乾燥材生産等を営む事業者が行う、事業の改善等を図るために必要な運転資金を低利で融資する制度です。

● 対象者

県森林組合連合会、森林組合連合会と原木の出荷に係る協定を締結している森林所有者等、県内森林組合、宮崎県木材協同組合連合会の組合員など

● 支援内容

林業・木材産業者等が事業の改善等を図るために必要な資金に対して、低利な融資を行う制度資金です。

資金メニューは以下のとおりです。なお、資金メニューごとの貸付利率や貸付限度額等についてはご相談ください。

<資金メニュー>

① 森林組合振興対策資金

素材生産・引取や組合運営に必要な運転資金

② 木製材業振興対策資金

素材生産・引取に必要な運転資金

③ 高品質・高付加価値製品出荷振興資金

日本農林規格(JAS)のほか、森林認証制度やクリーンウッド法等に基づく原木や製材品の生産や流通等に必要な運転資金

④ 原木出荷調整資金

原木の需給動向や価格変動により、原木出荷の調整を行う場合の経営資金の手当てなどに必要な運転資金

⑤ 乾燥材生産促進資金

乾燥材の生産に必要な運転資金

⑥ 経営環境適応資金

原木・製品価格の下落、原油価格の高騰、自然災害など経営環境の変化に柔軟に対応するために必要な運転資金

⑦ 森林組合経営安定化資金

新植・保育等に必要な運転資金

⑧ 市場出荷連携促進資金

県森連林産物流通センターとの協定に基づく原木生産・出荷に必要な運転資金

● ご利用方法

宮崎県山村・木材振興課みやざきスギ活用推進室にお問い合わせください。

● 関連リンク

県ホームページ

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/sanson-mokuzai/shigoto/ringyo/index.html>

問合せ先

宮崎県 環境森林部 山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室

木材産業振興担当 TEL 0985-26-7156

融資・貸付

補助金
・出資

情報提供
・相談

セミナー
研修・イベント

法律・条例等
に基づく支援

その他

融資を受けたい

□□□ 林業・木材産業改善資金 □□□

林業・木材産業に関する設備導入等のため、幅広い用途に活用できる無利子の資金です。農商工連携を行う中小企業者や、6次産業化を行う農林漁業者等が借入を行うことができる場合がありますので、お気軽にお問い合わせください。

● 対象者

林業従事者・木材産業に属する事業を営む者（個人、会社、その他団体）等

● 支援内容

林業従事者・木材産業者等が、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るために行う取組に対し、中・短期の無利子資金の貸付を行っています。

<資金メニュー>

- ①新たな林業部門の経営の開始
- ②新たな木材産業部門の経営の開始
- ③林産物の新たな生産方式の導入
- ④林産物の新たな販売方式の導入
- ⑤林業労働に係る安全衛生施設の導入
- ⑥林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

<貸付上限額>

個人 1,500 万円、会社 3,000 万円、会社以外の団体 5,000 万円

※木材産業に係る改善措置を実施する場合、1 億円

● 募集期間

年 3 回（5 月・8 月・11 月）申請受付

● ご利用方法

宮崎県山村・木材振興課にお問い合わせください。

● 関連リンク

県ホームページ

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/sanson-mokuzai/shigoto/ringyo/index.html>

問合せ先

宮崎県 環境森林部 山村・木材振興課 担い手・事業体育成担当 TEL 0985-26-7166

□□□ 下請セーフティネット債務保証制度のご案内 □□□ ～建設関連企業の皆様へ～

発注者から将来受け取る工事請負代金債権を宮崎県建設事業協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

資金繰りに悩んでいる建設関連企業の皆さま、まずは当組合へご相談ください。

● 対象者

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の、宮崎県建設事業協同組合の組合員等

● 支援内容

発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを行います。

（計算式 ※宮崎県・宮崎市・延岡市・串間市の発注工事の場合）

出来高率	算 式
99%以下	（ 請負額×出来高率－受領済額－違約金 ） × 90% 《担保掛目》
100%(完成)	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 － 受領済額

※県・宮崎市・延岡市・串間市以外の発注工事は、宮崎県建設事業協同組合にお問い合わせください。

（例）請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円（1,100万円－440万円）

○貸付金額＝297万円（1,100万円×80%－440万円－110万円）×90%

○当該工事が完成した場合

（1）発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

（2）協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

● ご利用方法

詳細は、宮崎県建設事業協同組合にご相談ください。

問合せ先

宮崎県建設事業協同組合 TEL：0985－23－3691

FAX：0985－23－3599 E-mail：mk-info@mkkumiai.main.jp